

○旭市土砂等の埋立て及び一時堆積に関する指導要領

令和5年6月20日

(目的)

第1条 この要領は、土砂等による土地の埋立て、又は堆積が適正に行われるよう法令等の定めによるほか、この要領により指導し、良好な生活環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地の埋立て等 土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 事業主等 土地の埋立て等を行う者（請負契約により土地の埋立て等を行う者を含む。）及び当該土地の埋立て等に供する区域内の土地の所有者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第9条で定める許可を必要とする案件及び、第10条で定める届け出を必要とする案件を除いた、土地の埋立て等について適用する。

(適用除外)

第4条 第3条の適用を受ける土地の埋立て等のうち、次の各号に掲げる土地の埋立て等についてはこの要領の適用を除外する。

- (1) 国、地方公共団体その他別表第1で定める公共的団体が行うもの
- (2) 採取土砂等の販売を目的とする一時堆積
- (3) 別表第2で定める、許認可行為を伴うもの
- (4) その他、市長が認めたもの

(届出)

第5条 事業主等は、前2条に規定する土地の埋立て等を行う30日前までに、土地の埋立て等実施届出書(第1号様式)により市長に届出をしなければならない。

(遵守事項)

第6条 事業主等は、次の事項を遵守し、事業を適正に行わなければならない。

- (1) 土壌汚染の防止に努めること。
- (2) 不法投棄の誘発防止に努めること。
- (3) 周辺の居住者に迷惑となる騒音、振動、粉じん等の防止に努めること。
- (4) 周辺の土地、建物、工作物又は作物等を損傷することなく、またその利用に支障のないよう処置すること。
- (5) 周辺の道路、水路等を汚損しないようにすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領第5条の規定は、令和7年4月1日以後に行われる土地の埋立て等について適用し、同日前に行われる土地の埋立て等については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び東日本高速道路株式会社
- 2 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- 3 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- 4 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- 5 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- 7 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

別表第2（第4条第1項第3号関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び第14条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為

- 1 3 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為成
- 1 4 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 2 7 条第 1 項、第 5 5 条第 1 項、第 5 7 条第 1 項及び第 5 8 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 1 5 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為
- 1 6 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 6 6 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 1 7 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 1 8 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 1 9 都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 5 条第 1 項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 2 0 生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 2 1 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 6 7 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 2 2 千葉県立自然公園条例（昭和 3 5 年千葉県条例第 1 5 号）第 1 2 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 2 3 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 4 4 年千葉県条例第 5

- 0号) 第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県風致地区条例(昭和45年千葉県条例第6号)第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県自然環境保全条例(昭和48年千葉県条例第1号)第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 26 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

第 1 号様式（第 5 条関係）

土地の埋立て等実施届出書

年 月 日

旭市長

事業者 主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名  
 電 話  
 担当者名

旭市土砂等の埋立て及び一時堆積に関する指導要領第 5 条の規定により、下記のとおり届出します。

記

埋立て地 所在地	旭市			計 筆
登記地目		現況地目		
面 積	全体	m <sup>2</sup>	実埋立て	m <sup>2</sup>
施工期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
施工方法等				
土砂の搬入量				
土砂の発生元	<input type="checkbox"/> 山砂 ( ) <input type="checkbox"/> 建設発生土 ( )			
埋立て後 利用計画	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 資材置き場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> その他( )			

他届出等要否	農振地域除外申請 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ( )	
	農地転用申請 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ( )	
	伐採及び伐採後の造林の届出 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ( )	
	宅地開発等協議 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ( )	
	埋蔵文化財包蔵地の確認 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ( )	
その他 ( )		
地権者	所有者	住所
		氏名 TEL
	権その他	権利の種類
		住所
氏名 TEL		
施工業者	住所・所在地	
	氏名・名称 TEL	
工事責任者 連絡先	TEL	
その他 特記事項		
添付書類	<input type="checkbox"/> 埋立てする事業場の位置図 <input type="checkbox"/> 埋立て面積を示す書類（求積図等） <input type="checkbox"/> 埋立高等の事業概要が確認できる断面図等 <input type="checkbox"/> 埋立てする事業場の現況写真 <input type="checkbox"/> 埋立て等に係る請負契約書等の写し（事業主と施工業者が異なる場合） <input type="checkbox"/> 土砂購入先の採取場の許可書の写し（県許可の土採取場から購入する場合） <input type="checkbox"/> 建設発生土の場合は発生元証明等 <input type="checkbox"/> 関係法令等による許認可等の手続状況報告書（任意様式） <input type="checkbox"/> 事業者と地権者が異なる場合は地権者の同意書（任意様式）	